

2. 嘉納治五郎著『柔道教本』下巻について 附 上巻改定案

講道館／講道館柔道資料館 学芸員 本橋端奈子

キーワード：嘉納治五郎、柔道教本、翻刻

2. “Judo kyohon” written by Jigoro Kano

Hanako MOTOHASHI (Kodokan Judo Institute/Kodokan Judo Museum)

Key words : Jigoro Kano, “Judo Kyohon” (“Judo Instruction Book” second half),
transcription

Abstract

The “Judo Kyohon” (Judo Instruction Book) is a textbook for secondary school students written by Jigoro Kano, the founder of Judo. In January 1931, the Implementation Regulations of the Junior High School Ordinance were revised, and Judo and Kendo became regular subjects in secondary schools. In this context, the textbook written for students learning judo for the first time was the first volume of the "Judo Instruction Book" published by Sanseido in October 1931. After the first volume was issued, Kano passed away in 1938 and the second volume in a series of “Judo Kyohon” was never published, and it was not known what kind of content Kano had drafted to write. This time, the remaining materials related to the second half of the “Judo Instruction Book,” which had been stored at the Kodokan Judo Museum, will be reprinted to be made public.

I. はじめに

『柔道教本』は、柔道の創始者である嘉納治五郎が著した中等学校生徒向けの教本である。昭和6（1931）年1月に中学校令施行規則の改正があり、柔道と剣道が中等学校の正課となった。この流れを受けて初めて柔道を学ぶ生徒向けに書かれた教本が昭和6年9月三省堂発行の『柔道教本』上巻である。同じく剣道を学ぶ生徒向けには、高野佐三郎^{註1)}著の『剣道教本』上巻・下巻が昭和6年1月に発行されている。

昭和6年の『柔道教本』上巻出来後、昭和13（1938）年に嘉納が逝去し、続刊である『柔道教本』下巻は出版されることは無かった。ただ上巻の緒言部分で嘉納は、「本書は中等學校一二年生用を上巻とし、三四五年生用を下巻とした^{注2)}」と述べており、下巻発行も当然企図されていたことが窺える。しかし未刊行であるため、嘉納がどのような内容で起草していたかは明らかになっていなかった。今回、講道館柔道資料館にて保管されていた、柔道教本下巻関係資料を翻刻し公開する。

II. 資料内容

資料群は写真1の「柔道教本下巻／稿本並寫眞／追加／岩波教育辞典／原稿／嘉納師範／御手許用」の表書きのある書類入れ^{注3)}に入っていた。中には1. 昭和11年6月3日付「官報」第2824号、2. 中学校と師範学校での柔道の教授要目表（手書き）、3. 柔道教本上巻の改訂目次案、4. 柔道教本下巻の目次案、5. 柔道教本下巻紙数概算、6. 精力善用国民体育柔式相對練習の初校、7. 極の形、後腰、小外掛の手書き原稿、8. 極の形、後腰、小外掛の写真、9. 投の形の写真、が納められていた。

1は昭和11年6月3日公布の学校体操教授要目改正についてが掲載されている官報で、2はそこから柔道教授の項目を抜き出して記した表である。1の官報には柔道の項目のところに朱書きなどで書き込みが細かく入れられていた。1、2の資料が柔道教本下巻関係の書類入れにあったことから、嘉納が改正の内容を取り込み昭和11年に至っても下巻発行に向けて執筆校正作業を行っていたことが分かる。

また、3は『柔道教本』上巻の改訂案であり、昭和11年の体操教授要目改正を受けて、上巻も改訂しようとしていたと考えられる。4は柔道教本下巻目次案である。上巻にも訓話が掲載されており、下巻でも10編あまりの訓話が掲載予定であった。下巻掲載予定の題目を見ると、雑誌「柔道」や雑誌「作興」^{注4)}、『青年修養訓』^{注5)}等に嘉納が著した巻頭言と同じ乃至は似ている題目が散見された。また、題目は違うが内容はある程度合致すると想像される巻頭言もあった。恐らく嘉納は、雑誌に書いた巻頭言を加筆などして柔道教本下巻の訓話としても掲載しようとしていたのではないだろうか。下記に下巻目次と雑誌巻頭言との対応表を掲げる。



写真1 柔道教本下巻目次などが入っていた書類入れ

「柔道教本」下巻目次	既存刊行雑誌の巻頭言	典拠	発行年月
第三 道場に於ける修行者に告ぐ	道場に於ける修行者に告ぐ その1	『柔道』第7巻 第6号	昭和11年6月
第四 乱取は自然体の立勝負を本體とせよ	予が講道館に模範乱取研究会を設けんとする理由（「勝負と強健とを目的とする乱取法は、自然体の立勝負を本體としなければならぬのである」との記述）	『柔道』第6巻 第3号	昭和10年3月
第十一 乱取の練習及び試合の際に於ける注意	乱取の練習及び試合の際に於ける注意	『柔道』第6巻 第6号	昭和10年6月
第十五 柔術と柔道との區別を明確に認識せよ	柔術と柔道との區別を明確に認識せよ	『柔道』第7巻 第2号	昭和11年2月
第十六 柔道乱取の修行者は技術の練習と共に精神の修養に心を用ふるを要す	柔道乱取の修行者は技術の練習と共に精神の修養に心を用ふるを要す	『柔道』第4巻 第4号	昭和8年4月
第十八 柔道の原理を日常生活に應用することを怠るな	道場に於ける柔道の修行者は必ず文化会発行の雑誌を読んで柔道の精神方面のことに留意し柔道を実生活に應用することを怠るな	『柔道』第5巻 第4号	昭和9年4月
	精力善用自他共栄の原理を日常生活に應用することを怠るな	『柔道』第3巻 第6号	昭和7年6月
	精力善用自他共栄の原理を日常生活に應用することを怠るな	『作興』第16巻 第2号	昭和12年2月
第二十 膽力の養成	膽力の養成	『青年修養訓』	明治43年12月
第二十一 精力の善養利用	精力の善養利用	『青年修養訓』	明治43年12月
第二十二 死して惜しまるゝ人となれ	死して惜しまるゝ人たれ	『国土』第9号	明治32年

5は下巻の紙数概算である。雑誌「柔道」原稿用紙に万年筆で記されている。既定稿計68頁、未定稿（今便送付分）計123.5頁、合計191.5頁とあり、矢張り下巻の原稿執筆・校正がかなり進んでいたことが窺える。この時の書類鞆で送られた未定稿は投の形本文と写真で31頁、極の形本文と写真で17.5頁、後腰・小外掛本文と写真で2頁、訓話73頁とあった。

6は精力善用国民体育柔式相對練習の初校である。後に掲載する『柔道教本』上巻目次改定案にて、現行の精力善用国民体育極式相對練習を柔式相對練習へと追加変更する案が出されていたので、その上巻改訂版の校正原稿であると思われる。昭和9（1934）年9月、10月の校正印が捺されていた。

7は極の形、後腰、小外掛の手書き原稿である。すべて雑誌「柔道」用の原稿用紙に書かれている。後腰と小外掛の原稿は嘉納の手によるものではない。

8、9は形と技の写真である。極の形41枚、後腰3枚、小外掛2枚、投の形58枚、全て取は三船久蔵、受は半田義磨であった。（写真2、写真3参照）

本稿では、上記のうち3・4・6・7を翻刻し掲載する。



写真2 極の形 抜掛

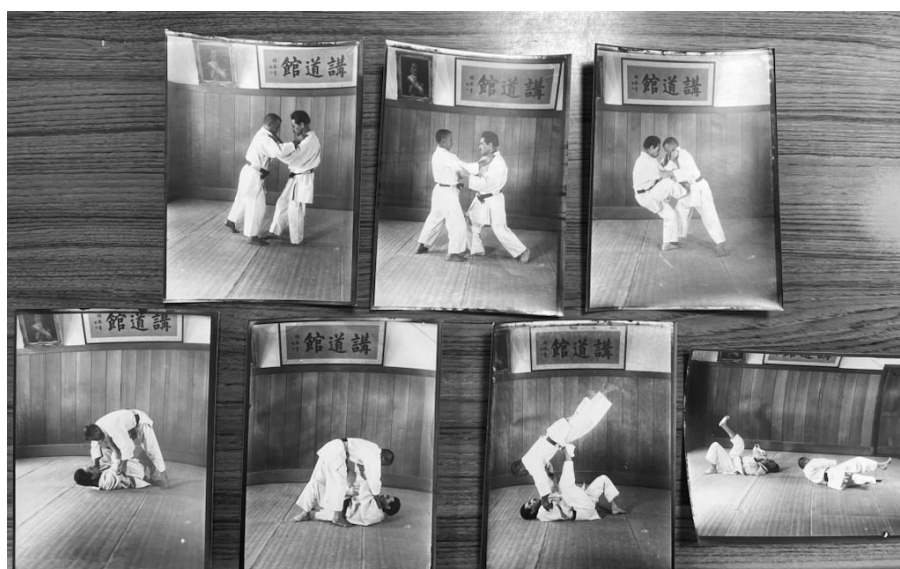


写真3 投の形 巴投

Ⅲ. 凡例

1. 表記ゆれはそのままとした。例：其の・その 両・兩 首・頸 足・脚 參・参 圖・図
2. 旧漢字について、表記できるものはできる限り旧漢字とした。
3. 手書き校正は、訂正後の状態にした。句読点の挿入、漢字の修正、語句の挿入など
例：復させる（赤字で）戻す → 戻す
4. 校正途中と思われる箇所は〔注記〕などを付けた。傍線が引いてあり検討箇所を示したと思われる箇所はそのまま傍線____を付した。
5. 注記、追而書などはそれぞれ〔注記〕などとして、そのあとに内容を「 」で囲って示した。
6. 判読不能箇所は■とした。

IV. 本文

い. 『柔道教本』上巻目次 校正原稿

柔道教本上巻目次 現行のもの

口繪その一 嘉納師範の近影

口繪その二 嘉納師範 山下磯貝永岡各九段
飯塚佐村三船各八段口繪その三 講道館下富坂道場内部 (上)
講道館本部事務所 (下)口繪その四 講道館下富坂道場に於ける寒稽
古 (一) 同 (二)

緒言

第一 序説

第二 柔道とはどういふものか

第三 柔道の修行は何の役に立つか

第四 柔道はどうして起つたか

第五 柔道修行の順序

第六 柔道の修行上必要なる事項

一) 道場 二) 柔道衣 三) 禮及び道場
内の心得 四) 姿勢 五) 崩
六) 衛生 七) 進退 八) 作及び掛
九) 受身

第七 精力善用國民体育單獨練習

第八 技・當所及び急所の種類

第九 乱取諸技 投技その一

一) 膝車 二) 支釣込足 三) 出足拂
四) 送足拂 五) 大外刈 六) 浮腰
七) 拂腰第一〇 柔道の实地練習は柔道の大目的に
副ふやうにしなければならぬ

第一一 乱取諸技 固技その一

一) 袈裟固 二) 崩袈裟固 三) 上
四方固 四) 崩上四方固 五) 片手絞
六) 片十字絞 七) 逆十字絞

第一二 精力善用國民体育極式相對練習

改訂試案

同上 晩年に於ける著者

同上 省くか改むるかの何れかとす

同上 水道橋新館の内外観に変更

同上 新館に於ける寒稽古 (上) 同暑中稽古 (下)

口繪その五 新館に於ける中等学校講習會 (上)
同試合 (下)

同上 そのまゝ

改訂に際して

現行のまゝ

一) 道場 二) 柔道衣 三) 禮及び道場
内の心得 四) 姿勢及び組方 五) 進退
六) 衛生 七) 力の用法 甲…崩 乙…
作及び掛 丙…受身

現行のまゝ

四) 背負投 五) 大外刈 六) 浮腰

同上 そのまゝ

一二三四) そのまゝ
五) 肩固 六) 送襟絞

同上 柔式相對練習

第一三乱取諸技 投技その二	同上
一) 大腰 二) 釣込腰 三) 背負投	一) 拂腰 二) 釣込腰 三) 体落
四) 体落 五) 巴投 六) 隅返	四) 巴投 五) 送足拂 六) 大内刈
第一四柔道訓話	七) 小外刈
	第一四 精力善用國民体育極式相對練習
	第一五 柔道訓話 (現行のまゝ)

ろ. 柔道教本下巻目次 (試案)

口繪その一 柔道の原理を端的に示せる繪 (梅邨画)

口繪その二 立志擇道竭力の掛軸

口繪その三 善應用心身之力者謂之柔道の掛軸

口繪その四 無心而入自然之妙無為而窮变化之神の額

第一 柔道の本義

第二 乱取諸技 投技その三

 一) 跳腰 二) 内股 三) 小外刈 四) 拂釣込足 五) 小外掛

第三 道場に於ける修行者に告ぐ

第四 乱取は自然体の立勝負を本體とせよ

第五 乱取諸技 固技その二

 一) 横四方固 二) 裸絞 三) 十字絞 四) 片羽絞 五) 臂うで緘

第六 寒稽古及び暑中稽古

第七 投の形

 (一手技) 浮落 背負投 肩車 (二腰技) 浮腰 拂腰 釣込腰 (三足技) 送足拂 支釣込足 内股 (四真捨身技) 巴投 裏投 隅返 (五横捨身技) 横掛 横車 浮技

第八 試合の心得

第九 寝勝負と立勝負

第十 乱取諸技 投技その四

 一) 隅返 二) 後腰 三) 裏投 四) 浮技

第十一 乱取の練習及び試合の際に於ける注意

第十二 投技の聯絡・変化及び防禦法

第十三 稽古は終生身のため健康のため

 勢に駆られて無理な稽古をするな

第十四 乱取諸技 固技その三

 一) 縦四方固 二) 臂うで挫十字固 三) 臂うで挫臂うで固

第十五 柔術と柔道との區別を明確に認識せよ

第十六 柔道乱取の修行者は技術の練習と共に精神の修養に心を用ふるを要す

第十七 固技の聯絡変化及び防禦法

第十八 柔道の原理を日常生活に應用することを怠るな

第十九 極の形

 (一居取) 兩手取 突掛 摺上 横打 後取 突込 切込 横突

(二立合) 両手取 袖取 突掛 突上 摺上 横打 蹴上 後取 突込 切込 抜掛 切下
 第二十 膽力の養成
 第二十一 精力の善養利用
 第二十二 死して惜まるゝ人となれ

は. 精力善用国民体育柔式相對練習 校正原稿

〔印〕「校正課／9.9.29／第一校」〔印〕「著者御■■■■印／株式会社 三省堂／9.10.1」

〔追而書〕「柔道教本（下）追加 46～60」

〔以下、注記以外は活字〕

精力善用國民體育柔式相對練習

講道館には十五本の仕方からなる柔の形なるものがあるが、柔式相對練習では、其の中の十本をとつてゐる。

この練習は、柔の理に基いて對手を制御する術を學ぶと共に、柔道の亂取試合から、知らず識らず受ける身體の偏僻を矯正する目的の下に、體育的に組織したるものである。

取は受の攻撃に對して、力を以て對抗することなく、それに順應して、互に柔の理を以て變化し、遂に受を制御するのであるから、自然に柔を以て剛を制する理合を會得することが出来る。又これを練習するときには柔道衣を握らないことになつてゐるし、又投げないことになつてゐるから、どんな場所でも、どんな服装をしてゐても、老若男女を問はずこれを練習することが出来る。

〔注記〕「。形、亂取、各技ノ名称ニハ必ず順序番号を附スヲ、」

一**突出** 受、取六尺程離れて第一圖（一）の如く自然本體で對立する。

受は第一步目に第一圖（二）の如く、右手を受の帯の高さまで上げ、第二步目に第一圖（三）の如く顎の高さまであげる、第三步目に両眼の烏兎を狙つて突出す。（足は繼足）

取はこの時頭を右に向け、其の突きを避け、體を右に開くと同時に第一圖（四）の如く四本の指を上にして、受の手頸を握りながら右横に引き出し、左手は受の左手を拇指を上にして握り、第一圖（五）の如き形となる。

ここで取は受と體を密接して膝を屈げることなく、十分後に反る。受も取の動作に順應して體を反らす、そして受は體と兩足を少し左に捻りつゝ、右肩を少し前に出し、左肩と左手を後にひくやうにして、取の制御より遁れようとすると同時に第一圖（六）の如く、受の右手は、その拇指が下に、四指が上になるやうに、左手は第一圖（七）の如く拇指が上に四指が下になるやうにし、第一圖（八）の如く受、取とも互に左足はそのまま接近させ、受は右足を前に一步進め、取は右足を一步後に退き、第一圖（九）の如く、受は取の兩手頸を握りながら一回轉して第一圖（十）の如き形となる。

そこで又、受取とも前と同様の仕方であらうに反る。さうして右方に一緒に回轉する。第一圖（十一）は其の回轉の途中の形を示したものである。一回轉の後、第一圖（十二）の如き形となる。ここ

で又一緒に前と同様の仕方で後に反る。そこで受が又々左に捻つて遁れやうとするのを、取は左手で受の左臂を摺上げて第一圖（十三）の如く受の左肩のところを抑へる。さうして右手では第一圖（十四）の如く、受の體を釣上げる心持で十分引き上げ、然る後一步後に退つて第一圖（十五）の如く、受を後方に制する。

そこで受は參りと合圖する。取は一步踏出して、受が自然本體に戻れるやうにして両手を放す。

二肩押 取は自然本體で立つ。受は第二圖（一）の如く、取の左後隅に接近して自然本體で立つ。

受は第二圖（二）の如く右手の指を揃へ、掌を取の右肩に當てて靜かに前に押す。取はこの時第二圖（三）の如く、其の力に抵抗せず、兩膝を屈げず、體を眞前に屈げながら其の力を避ける。受も兩膝を屈げず、矢張り體を前に屈げて益々押し、第二圖（四）の如く、取が體を屈げ得るところまで押し附ける。

さうすると、受の右手が肩から先きに迂り出るようになり、押す力の方向は上から眞下に押すのが變じて稍々後に向けて押すやうになる。そこで取は第二圖（五）の如く、右足に次で、左足を摺足で後に退りながら、受の右手を拇指が掌に當るやうに握り、尚ほ摺足で一、二歩後に退れば、受の右肩の關節が自然に捻られて、取に制せられるやうになるから、受は右踵を軸にして體を右に廻すと同時に左肘を曲げ、手の指を並べ掌を上にし左足を踏み出しながら取の烏兎を狙つて突きに行く。

そこで取は第二圖（六）の如く、其の手を左手で拇指が掌に當るやうに握り、其の手を引上げると同時に右手も引き上げる。さうすると、受の體は勢ひ右に廻り、取の前に後を向けるやうになる。そこで取は益々兩手を引上げ、第二圖（七）の如く後に制すると、受は參りと合圖する。

取は一步前に踏み出し、受が自然本體に戻れるやうにして両手を放す。

三肩廻 取は自然本體で立つ。受は取の眞後に五寸程離れて自然本體で立つ。受は第三圖（一）の如く、左手を取の左肩の横前に、右手を右肩に同時に當て、右手は押し、左手は引き、取の體を左に捻ち廻さうとする。

取はこの時、其の力に順應し、第三圖（二）の如く、廻はされるがままに其の位置で廻はり、受と向ひ合ふ頃から第三圖（三）の如く左手の小指の方を上にして掌を受の右肩の邊りに當て、受の上膊を摺下げて肘關節の上の邊をしつかり握り、受を前に崩すと同時に、尚ほ廻り込み、第三圖（四）の如く右肩を受の右腋下に入れ、右手を受の右肩に當て、左足は受の左足近くに移し、第三圖（五）の如く全く背負つて靜かに前に屈む。受は兩脚を揃へて上方に出来るだけ伸ばして反る。この時、取は投げ倒すことなく、五秒間位背負つたまま靜かにしてゐると、受は參りと左手の掌で取の體を軽く打ち合圖する。取は靜かに體を起し、雙方共もとの自然本體に戻る。

四切下 受、取、三尺程離れて自然本體で對立する。受は第四圖（一）の如く體を右に開き、右手の拇指を外に向け五本の指を眞直にし十分附着させ、手に力を入れ、右側方から第四圖（二）の如く上げ、第四圖（三）の如く右足を一步踏み出しながら、右手刀で取の頭上を狙つて切り下ろす、取は其の攻撃を避けるために、體と共に兩足を少し後に退くと、受の右手は取の頭上を外れて下つて来る、其の手が帯のあたりに來た時、第四圖（四）の如く取は右手で受の右手首を握ると同時に第四圖（五）の如く右足を一步踏み出しながら右手を押し、尚ほ繼足で第四圖（六）の如く右足を進め、右手を益々前に押しに行く、その時、受は右足を右に一步開き、左手を第四

圖（七）の如く取の右手の肘に當て、第四圖（八）の如く肘を押して取を制する。取は受の制する力に順應して第四圖（九）の如く體を廻し受を後に崩す、さうして取は己れの左手を己れの右肘の上から掌を上にし受の左手首を握り、第四圖（十）の如く受を後に引いて、前より一層強く後に制する、さうして取は左足を己れの右足の前に一步踏み出し、右足は體と共に第四圖（十一）の如く變化する、さうして右足を第四圖（十二）の如く受の兩足の中間の邊に進め、右手の掌を受の左肩に軽く當て、左足は後に退き、左手で受を斜上に引き上げて受を眞後に崩して制する。そこで受は參りと合圖する。取は左足を一步進ませて、受を自然本體に戻す。（第四圖（十三）は（十二）を背面より見た所）

五片手取 取は自然本體、受は取の右側に第五圖（一）の如く稍々後に自然本體で並び立つ。

受は左手の肘を上にして取の右手頸を握る。その時、取の右手は幾分か押されるやうになるから、取は其の力を利用して押される方向に第五圖（二）の如く〔行頭に注記〕「？」右手を屈げながら受の左手をはづさうとする。受は第五圖（三）の如く左手が外れるから、右手の掌を取の右肘の下からあて、右足を一步左前に進めながら其の動く方向に押すと、取はそれに順應して右足を左足の前に進め、體を左に捻りて第五圖（四）の如く左足を受の左足の内側に移し、浮腰の要領で左腰を入れ、左臂は受の後帯に添へて深く入れ、右手は受の左肘を握る。

さうして第五圖（五）の如く體を右に捻りながら左浮腰で投げずに制する。この時、受は兩脚を揃へて體と共に出来るだけ伸ばす。そして參りと合圖する。取は靜かに體を起し、互に自然本體に戻る。（第五圖（六）は（五）を前方から見た所）

六片手上 受取六尺程離れて自然本體で對立する。

雙方右手を後に引きながら第六圖（一）の如く眞直に伸ばして上げると同時に爪立て、さうして摺り足で靜かに前進して第六圖（二）の如く雙方の右手が衝突しようとするのを、取は第六圖（三）の如く急に體を右に開き、〔行頭に注記〕「？」右手を上げ其の衝突を避けると、受は強く押した勢で右足を大きく踏み出し、體は半身になり、取の前に重なり合ふやうになる。この時、取は右手の掌を上にして受の右肘關節の上の邊を握り、左手は掌を左肩の前に當て、第六圖（四）の如く受の體を右に屈げられるだけ屈げる。さうすると受はもとの位置に戻らうとするから、取は其の力を利用して第六圖（五）の如く右手は握つたまま受の右臂を押し上げ、左手は受の左肩から摺り下して其の肘關節の上の邊を握り、左に屈げられるだけ屈げる。

さうすると受は又體を反對の方向に起さうとするから、取は其の力を利用して左手は摺り上げながら受の〔注記〕「？」左横肩を握り第六圖（六）の如く變化する。

そこで取は第六圖（七）の如く、右手で受の右前膊を摺り上げて、其の手頸を握り、兩手で受を釣り上げ氣味に引き上げる。さうして取は一步後に退き第六圖（八）の如く受を眞後に制する。そこで受は參りと合圖する。取は一步進めて、受を自然本體に戻す。

七帶取 受、取約二尺五寸程離れて自然本體で對立する。

受は第七圖（一）の如く取の前帯を目掛けて兩手を開き第七圖（二）の如く左手を上にして取の前帯を取らうとする。取は第七圖（三）の如く兩足を其のままにして腰を少しく引いてこれを避けると同時に右手の拇指を上にして受の左手頸に當て、己れの左に押しながら、左手を受の左肘の上に當て左に廻し、受の右の肩が取に接近して來た時、第七圖（四）の如く右手を受の右前

肩に當て、右手は引き左手は押すと、受は其の働きに順應して廻り第七圖（五）の如き姿勢となる。なほ取は右手で受の右肩を押すと、受は右手の掌を上にして、取の右肘の少し上の邊りを下から握り、右足を大きく己れの右後隅に退くと、取もそれに順應して右足を踏み出し、第七圖（六）の如く變化する。

そこで受は左手を取の左肩に當て、己れの左胸に引き付けやうとすると、取は第七圖（七）の如く左肩を受の右脇下に入れ、第七圖（八）（九）の如く左浮腰で受を制する。受は兩脚を揃へ出来るだけ體を伸ばして參りと合圖する。

取は靜かに體を起し、雙方もとの自然本體に戻る。

八胸押 受、取約一尺程離れて自然本體で對立する。

受は右手の指を揃へ掌を前に向け、其の掌の下の所を取の心臓の邊りに當て第八圖（一）の如く靜かに押す。

取は押して來る力に順應して稍々胸を後に反らせながら左手で第八圖（二）の如く掌を前にし、下から受の右手頸を握るやうに當て上方に外すと同時に右手で受の心臓の邊りを受が前に押して來たやうに押すと、受も左手で取が前にしたやうにして外す。さうすると、第八圖（三）の如く受の左手と取の右手は自然に高く上り、受の右手と取の左手は自然に下る。

そこで受は右手で取の左手頸を握り、更に押し下げると第八圖（四）の如く取は右手の掌を上に向け、受の左手頸を握り右斜上に引き上げる。それから受は右肩を、取は左肩を互に前に出して離れないやうに付け、第八圖（五）の如く、取は右肩と右足を後に、受は左肩と左足を後に同時に引き、雙方脊中合せになり、第八圖（六）の如く受は左に、取は右に回轉して第八圖（七）の如く變化し、さうして第八圖（八）の如く取は左手の掌を上にして受の右手頸を下から握り、右手で受の左前膊を摺り下げて其の肘關節の上の邊りを握り、左手で握つてゐる受の右臂を己れの左腰に引き付け、右手で押すと、受は體を左に捻り左足を後に大きく一步退くから、取は直に右足を受の兩足の間に踏み込み、第八圖（九）の如く受を直後に崩して制する。そこで受は參りと合圖する。取は踏込んだ右足を靜かにもとの位置に復し、受を自然本體に戻す。

九突上 受、取約三尺の距離をとり、自然本體で對立する。受は第九圖（一）の如く右手の掌を前に向け、左下方より體に近く徐々に上にあげながら、指を出来るだけ廣げ第九圖（二）の如く、體を右に開くと同時に右手も圖の如く伸ばし、第九圖（三）の如く、五本の指を徐々に曲げながら拳を作り、右足を一步前に踏み出すと同時に其の固く握りしめた右拳で第九圖（四）の如く取の腮を下から突上げようとする。

取はこの時、腮を引き、上體を少しく反らして其の突きを避け、拳が自分の顔の前の邊りに來た時第九圖（五）の如く、右手を其の拳の上にかぶせ前に押すと、受の拳は押されて肘が出てくるようになる。

そこで取は第九圖（六）の如く、左手の小指が上になるやうに掌を受の肘に當て第九圖（七）の如く左に押し廻すと、受は右足を前に進め體をぐるりと廻して第九圖（八）の如き形となる。それから取は第九圖（九）の形になるまで受の右臂を上げる。さうすると取の左手の指の位置が自然と變つて、掌が肘に當つて指が上を向くやうになる。そこで取は右臂で受の右臂を上から抱き込みながら、第九圖（十）の如く、右足を受の右足の後方に深く踏み込み、受を後方に崩して、心持ち左に捻り、第九圖（十一）の如く、取は自分の右臂を自分の左上膊にかけ少しく腰を下げ、

全く受を後隅に制する。そこで受は参りと合圖する。取は静かに右足をもとの位置に復し、受が自然本體に戻るやうにする。(第九圖(十二)は(十一)を反對の方面から見た所)

十兩眼突 受、取三尺の距離をとつて、自然本體で對立する。

受は第十圖(一)の如く、右手の肘を上にして、中指を薬指とを離し、他の指は強く合せ、第十圖(二)の如く、右足を一步踏み出し、静かに兩眼を狙つて突かうとして行く。

取はこの時、體を左に開き、左手で受の右手頸を、拇指を下にして握り、其の方向に引き出す、さうすると受は第十圖(三)の如く、左手の拇指を下にして取の左手頸を握り、其の引く方向に押し取を制しようとする、取は第十圖(四)の如く、右手の小指を上にして掌を受の左肘に當て右に押し廻す。

受は第十圖(五)の如く回轉して起き上り、顔と顔とが向い合ふ時、取は第十圖(六)の如く左手で受が前にした仕方で受の兩眼を狙ひ突かうとする。

さうすると受は第十圖(七)の如く、右手で取の左手頸を握りながら體を右に開き、其の方向に引き出す。そこで取は第十圖(八)の如く、右足を踏み出し、右手で受の右手頸を握り、其の引く方向に押し受を制しようとする、受は左手の小指を上にして掌を取の右肘に當て左に押し廻す、そこで取は第十圖(九)の如く左に回轉して第十圖(十)の如く左浮腰にとり、第十圖(十一)の如く受を制す。受はこの時、兩脚を揃へて出来るだけ反り、さうして参りと合圖する。取は静かに體を起し、雙方もとの自然本體に戻る。

に、極の形、後腰、小外掛 手書き原稿

〔以下手書き〕

〔表紙〕「柔道教本 下巻 稿本 その二／極ノ形(十本)／外ニ後腰／小外掛」

〔追而書〕「▼極ノ形(十本)／字数三〇三六 頁数七.五 寫真四一 頁数一〇 合計一七.五頁」

〔左下囲み〕「▼後腰及小外掛 字数二七六 頁数〇.七 寫真五 頁数一.三 合計二頁」

極の形

居取

一兩手取 受、取双方両拳を握って膝に坐りて、第一圖(一)の如く對坐する。

受は第一圖(二)の如く両手にて取の両手首を握る、この時取は両手を両脇に引き第一圖(三)の如く左足を爪立て右蹠頭で受の水月に當てる、『又は第一圖(四)の如く右膝で當ててもよい』その當てた右足を爪立てて元の位置に座すと同時に取られた左手はその掌を己の右胸の方向に引離し、受の左手首を下から握り同時に右臂で受の左臂の上から第一圖(五)の如く抱込みながら右膝は突き、左膝は立て體を左に開き受の左臂を一層己の右腋下に抱へ込み第一圖(六)の如く體を下げて受の左肘関節を挫く。充分極ったら受は「参り」と合圖する。

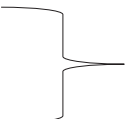
二突掛 既決

三摺上 受、取突掛の時のやうに対坐する。受は右手の五指を揃へその胛〔甲カ〕を上にして腰を上げ両足を爪立てながら取の額を摺上げてその頸関節を挫かうとする。取は第 図（一）の如く両足を爪立て右手の掌で受の右前腕の下よりその力を上方に外づすやうにし同時に左手の掌を上にして受の上腕の下より握るやうにして当てながら第 図（二）の如く右蹠頭で受の水月に当て右手で受の右手首を、左手ではその上腕を握りながら、体を稍々右後隅に開き第 図（三）の如く受の体をその前方に俯伏になるやうに引落し受の右臂を少し前に摺出し、同時に己の体も摺寄せて坐り、その臂をしつかり抑へ付け己の左膝頭を受の右肘関節の窪きところに当たるやうにのせ、右手は押付けたまま引寄せ、のせた膝頭を摺出すやうにしてその肘関節を挫く。そこで受は「参り」と合図する。

四横打 受、取摺上の時のやうに対坐する。受は第 図（一）の如く腰を上げ瞬時にして右拳で取の左霞を狙い第 図（二）の如く両足を爪立てながら打つ。この時取は頭を下げ受の右腋下に入れ受の攻撃を避けると同時に第 図（三）〔傍書〕「第 図（四）は（三）の反対側を示す。」の如く左足は爪立て右足は受の右膝の外側に踏込み、右臂で受の左側よりその頸と右臂を抱き込み、己の右横顔で押すやうにして、左手は受の後帯の辺に当て第 図（五）の如く後隅に押倒して肩固に取り、それから第 図（六）の如く抱へた右臂を解きて体を起し右手の指を揃へて伸し手刀にしてその肘で受の水月に当てる。

五後取 受、取双方第 図（一）の如く正坐する。受は第 図（二）の如く右膝を立てながら取の右横側に少し踏出し左足は爪立て同時に取の両臂に組付かうとする。その瞬間取は第 図（三）の如く前かがみ瞬時にして右足を受の立てた右脚の下に辻やうに入れ同時に右手で受の左手首を、左手でその肘の辺をしつかり握り左肩の方向に捲込みながら廻轉して第 図（四）の如く右臂で受の体を制し左拳で受の釣鐘に当てる。

六突込
七切込
八横突



既決

立合

一両手取 受、取とも第 図（一）の如く約二尺程離れて自然本体で対立する。受は第 図（二）の如く右足を踏出しながら両手にて居取の時のやうに取の両手首を握る。この時取は両手を両脇に引きながら右蹠頭で受の釣鐘を蹴る。『又双方接近して居て受が自然本体のまま両手首を握った場合は第 図（三）の如く右膝で釣鐘に当て』、直ちにその右足を元の位置に復し居取の時のやうに体を左に開き第 図（四）の如く受の左肘関節を挫く。そこで受は「参り」と合図する。

二袖取 取は自然本体で立つ。受は取の右踵の後に約三尺程離れて己の右足が位置するやうに自然本体で立つ。それから取は静かに前進する。同時に受も前進して第 図（一）の如く右手で取の左肘の少し上の辺の奥袖をしつかり握り、「第 図（二）は（一）の反対側を示す」己の体を取の左後隅に寄せ、取を制しながら進む。この時取は右足を右斜前に少し進めると同時に左に振

向き左脚を己れの右脚に引寄せ第 図（三）の如く受の右膝関節をその右前隅から踏折るやうに挫き、直ちに第 図（四）の如く己れの左足を受の体と向合ふやうにしてその右脚の外側に踏下ろし体を左に捻り第 図（五）の如く右大外刈で倒す。

三突掛 受、取六尺程離れて取は自然本体で立ち、受は左自然体で第 図（一）の如く両拳を構へて進み左拳で突く真似をして取を牽制し直ちに右足を踏出すと同時に右拳で強く取の鳥兎を突く。この時取は第 図（二）の如く体を右に開き、その攻撃を避け両手で受の右臂をその前下方に引くと、受は引かれて崩れた姿勢を挽回しやうとして起上ろうとするのを取は受の後に廻込み第 図（三）の如く右裸絞で絞める。そこで受は「参り」と合図する。

四突上
五摺上
六横打
七蹴上
八後取

既決

九突込 受、取三尺程離れて自然本体で対立する。受は第 図（一）の如く懐にある短刀を左手で鞘を抑へ右で抜き刃を上にして左足を踏出し取の水月を突く。この時取は体を右に開き第 図（二）の如く左手の拇指が上になるやうに拂ひながら右拳で取の鳥兎に当て直ちにその手で第 図（三）の如く受の右手首を握り己れの右大腿の上部に引付け左手は受の左肩の上からその右襟を取り、右足を右前隅に進め、左足は受の両足の間に入れば咽喉を絞め体を下げ腹固で受の右肘関節を挫く。そこで受は「参り」と合図する。

十切込 受、取突込の時のやうに対立し、受は第 図（一）の如く懐にある短刀を抜き右足を前に踏出して第 図（二）の如く取を真向から切付ける。この時取は上体をそらし氣味にして右に開きその攻撃を避け、右手で受の右手首を下から握り左臂で受の右臂を抱込み第 図（三）の如くその肘関節を挫く。そこで受は「参り」と合図する。

十一抜掛 受は太刀を腰に差し左手で鯉口を握りその拇指を鐔にかけ取と双方切込の時のやうに対立する。受は左拇指で鯉口を切ると同時に右手で櫛を握り右足を踏出して第 図（一）の如く抜掛ける。その瞬間、取は右足を受の右足の外側に踏込み、右手でツカを持って居る受の右手首を抑へ左足を進めて受の後に廻込み左手で第 図（二）の如く受の左肩の上よりその右襟を握り右手は手刀にしてその臂を受の右臂の下より差入れて引上げ第 図（三）の如く片羽絞に絞める。そこで受は「参り」と合図する。

十二切下 既決

以上

小外掛

小外掛は小外刈のやうに組み、相手の右足の踵に重心が載るやうに引いて崩し第 圖（一）の如く己の體を接近させ、左足の裏に力を入れ掛けて押し第 圖（二）の如く投げる。

後腰

この技は第 圖（一）の如く相手が右腰車又は跳腰のやうな技を掛けて來た場合第 圖（二）の如く腰にて跳ね上げ己の體を引き気味に第 圖（三）の如く引き落す。この技は移腰の時より相手が深く腰を入れた場合に掛けた方がよい。

本文注

注 1) 1862年-1950年。大日本武徳会剣道範士、東京高等師範学校教授

注 2) 『柔道教本』上巻、嘉納治五郎著、株式会社三省堂発行（昭和 6 年）

注 3) 中芯は紙。表に布張りを施した書類ケース。商品名はOYS社製「万能バッグ」

注 4) 「国土」は造士会発行、「柔道」「作興」は講道館文化会発行

注 5) 嘉納治五郎著、同文館発行（明治43年）